

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

189 03/6/15

¥100

米軍基地の世界的再編

日本は聖域であり続けるか

すべては日本政府の政策にかかっている

ラムズフェルド大再編とも呼ぶべき世界規模の米軍基地ネットワークの大再編の検討が行われている。多くの関係者の利害が絡む問題であり、最終結果がどのようになるかは不確定であるが、米国防省は相当な決意でこの作業に臨んでいる。これは本誌181号で紹介したBRAC05(05年基地閉鎖・再編)と一体となって進行しているが、BRACを制約しようとする議会の動きに対して、大統領府は拒否権の発動を示唆した。米紙に漏れ出した情報と国防省の基本方針に照らして、在日米軍基地への影響を考察する。

BRAC修正へ 拒否権の動き

2004会計年の米国防認可法が、5月22日に上院(S1050)、下院(HR1588)それぞれの案を可決した。ところが下院案は、2005年度に米軍基地の閉鎖・再編をすることを定めた2002会計年国防認可法(以下「現法」と呼ぶ)を修正し、国防省の手を縛る内容を含んでいる。次の4点が重要な修正内容である。

基地閉鎖再編の基礎となる米軍の軍構成について、現法では05年以後の20年の予測計画を作成しそれを基礎にすることになっていたが、軍構成は91年に作成された「基盤軍勢力・軍構成(チェイニー・パウエル軍構成とも呼ばれる)」を下回らないと修正。

軍構成から、必要基地の目録を作成する際に、「海外基地」ゼロを想定して、目録を作成すること。

米国内の閉鎖再編の対象基地を選定する規準の中に「除外規準」を設けて、勧告対象から外すという新条項を追加。閉鎖再編の対象

基地のリスト作成前に、除外規準に従って除外基地リストを作成し、その中に米国内基地の50%以上を含めなければならない。

基地閉鎖再編委員会が国防長官の勧告にない基地を対象に加えるときには、委員会の全員一致という条件を追加。

これらの修正はいずれも、下院が基地

の閉鎖再編を強く嫌っており、そのために国防省、政府の裁量の幅を縮小しようとしていることを示すものである。

国防省はBRAC 推進に強硬姿勢

5月22日、大統領府は議会のこの動き
2ページ下段へつづく → ◆

米口のモスクワ条約が発効

6月1日、ロシア・サンクトペテルブルクで、ブッシュ米大統領とプーチン・ロシア大統領により「戦略攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約(モスクワ条約、2002年5月24日署名)」の批准書が交換され、同条約が発効した。この条約の中で、両国は、現在それぞれが配備している6000発程度の戦略核兵器を、2012年までに1700 - 2200発に削減すると約束している(本誌165号に全訳と解説)。

たびたび本誌で指摘してきた通り、条約は作戦配備の弾頭数の削減を定めて

いるのみで、作戦配備からはずされた弾頭の多くが「迅速対応戦力」として再配備可能な状態で保存されるなど、不可逆的な削減になっていない。また検証制度の定めがない。

最近のNPT再検討会議準備委員会では、新アジェンダ連合(NAC)は、これらの問題点を適確に指摘し、同条約を不可逆的で検証可能な条約とするよう、両国に要求した(本誌186・7号、188号参照)。こういったNACの姿勢とは対照的に、日本政府は、一貫してこの条約を高く評価する立場をとっている。(中村桂子)

米ミニ・ニューク 5月の陣 上下院とも「研究」は容認

下院は開発禁止

本誌186・7号(03年5月15日)で既報のように、米上院軍事委員会は5月8日に、弾頭威力5キロトン以下の小型核兵器(ミニ・ニューク)の研究・開発を禁じたファース・スプラット条項の廃止を盛り込んだ2004会計年度国防認可法案(国防予算案)を賛成多数で可決した。同委員会で審議され上院本会議に提出された法案には、「3131節:低威力核兵器の研究・開発に関する禁止の撤廃。(中略)1994会計年度国防認可法3136節(訳注:ファース・スプラット条項のこと)は撤廃される」と簡潔に明記されている。

他方、米下院軍事委員会では、ジョン・スプラット議員(民主党)が5キロトン未満の核兵器の研究を認めるが開発を禁ずるとする修正案を提出した。この修正案は、カート・ウェルドン議員(共和党)によって支持され、5月14日までに採決の結果、合意に達した。

◆◀ 1ページからつづく

を牽制して、次のような強い声明を出し、拒否権の発動を示唆した。ラムズフェルドは再編を実行する強硬な意思を示したのである。

「政府は、2年前に議会が通した基地閉鎖再編(BRAC)の権限へのいかなる変更にも反対する。とりわけ、我々の軍事基地インフラストラクチャーの包括的な合理化を妨げるような変更には反対する。もし、BRACの中止や延期の法律が大統領に示されたならば、国防長官は他の上級顧問と組んで大統領に拒否権の発動を勧告するだろう。勝手な数の基地を閉鎖再編の考慮対象から除外することは、国防省のインフラの包括的な見直しを損なう。また、包括的であるためには、10年以上も昔の、現在や未来の脅威に対処するための我が国の能力には適していない軍構成を人為的に基礎してBRACを行うべきではない。(大統領府声明、03.5.22)

ここには、ラムズフェルド長官が「軍事における革命(RMA)」と「軍転換(ミリタリー・トランスフォーメーション)」路線、つまり

上院でワナー修正案

5月20、21日、米上院本会議において2004会計年度国防認可法案(国防予算案)が審議された。ジョン・ワナー議員(共和党)は、ファース・スプラット条項について、「低威力核兵器の研究・開発を認める代わりに、開発の着手前に大統領は議会の承認を必要とする」という修正案を提出した。ワナー修正案は21日に59票対38票で可決された。これは、小型核兵器の研究は認められ、開発への移行に際して議会承認が必要されるようになったということを示している。

ここで、新型核兵器の研究と開発の相違について言葉を補っておきたい。新型核兵器のライフ・サイクルは、アイデア着想から開発、生産を経て退役に至るまでの7段階に区分されている(3ページ図参照)。このうち、初期生産に至る前段階として5段階が設定されており「1 概念開発」、「2 実現可能性研究」の2段階が「研究」活動に属する。それに対して、生産を前提とするその後の2段階である「3

人員・基地における無駄を省き、ハイテク巨大投資によって米軍のハイテク合理化を追求する長期戦略を貫こうとしている姿勢を窺うことができる。

海外基地の再検討法案

興味深いことに、下院に反して上院は、BRAC05の修正を提案せずに「03海外基地・射爆場再検討法(タイトルサブタイトルD)という新立法案を国防認可法の一部に含めた。

本誌181号の「BRAC05法」抄訳を見て分かるように、05年の閉鎖再編の対象は米国内基地でありながらも、海外基地についての考察を義務づけていた。具体的には、「世界中の軍事施設の包括的な目録」の作成を義務づけ(第2912節 a § 1 (B))、海外基地の問題点と将来的な展望を、国内基地の必要・過剰を判断する際に考慮するよう要求している(同節 a § 3 (A))。上院は、これを発展させる立法を提案したのである。

開発エンジニアリング」および「4 生産エンジニアリング」が「開発」活動に属するとされている。「2」と「3」の間にある「2A 設計定義とコスト研究」は生産に必要な情報収集にあたるため「開発」に属する(したがって、修正案では留保の対象となる)はずなのであるが、ワナー上院議員は21日の本会議において、上記の「1」、「2」、「2A」が「研究」として認められると発言した。ワナー修正案では、「開発」について、「特に議会によって認可されない限り、エネルギー省長官は低威力核兵器の開発エンジニアリング段階あるいはそれ以降の段階を開始することは許されていない」と述べられている。

2004会計年度国防認可案そのものは、5月22日の上院本会議において賛成98票、反対1票の圧倒的な賛成多数で可決された。

政府は改めて解禁を要求

米下院は、5月21日の本会議において下院軍事委員会が提出した修正内容で合意し、翌22日に賛成361票対反対68票で国防認可法案そのものを可決した。

両院の修正案はともに小型核の研究を認めているが、上院修正案は基本的にファース・スプラット条項を廃止した上

新法案は、国防長官が任命する9委員員員による「再検討委員会」を設立し、04年8月30日までに調査報告書を大統領と議会に提出することを義務づける。報告書には、次の内容が含まれる。

- 1 海外配置の米軍兵力の評価
- 2 海外基地の現状の検証: 土地と施設改善状況、追加土地の入手可能性など
- 3 受け入れ国支援の実績
- 4 現状、将来計画から見た必要性の評価
- 5 閉鎖・再編及び新規設置の実現可能性と妥当性

私の考えでは、調査の結果は海外の基地の不安定さと新基地の入手困難性を浮き彫りにするものと思われる。結果としてラムズフェルドの聖域を設けない世界的な米軍基地ネットワークの再編を加速すると同時に、ある程度、米国内の基地の確保にプラスに働き下院の意向にも沿うことになるであろう。

BRAC05を巡る両院の法案の調整は、秋に向かって続いてゆく。

米国核兵器のライフ・サイクル

新型核兵器

改造核兵器

1 概念開発

2 実現可能性研究

2A 設計定義とコスト研究

設計とコストの見合いも検討

3 開発エンジニアリング

兵器システムとの統合や生産時の適合性などを検討

4 生産エンジニアリング

爆発実験、弾頭の作戦面からの認証など。巨額の資金を必要とする。

5 初期生産

6 量産と貯蔵

7 退役 / 保管

6.0 量産と貯蔵(改造前)

6.1 概念評価

6.2 実現可能性研究と選択肢の絞込み

6.2A 設計定義とコスト研究

6.3 開発エンジニアリング

6.4 生産エンジニアリング

6.5 初期生産

6.6 本格生産

1年

4~6年

8~25年

1~4年

作成：梅林宏道、大滝正明

出典：ライフ・サイクルの基本は、米エネルギー省2002会計年予算要求(2001年1月)より作成。新型核兵器での所要年は、「核兵器データブック：第2巻」(NRDC、1987年)からのもので、やや古いが参考までに掲げた。

で、開発に入る前に議会の承認が必要としている点で、より政権の要求に近い。5月22日、大統領府はあくまでファー

ス・スプラット条項の撤廃が望ましいとの声明を出した。今夏以降、国防認可法案は両院協議

会において一本化作業に入る予定である。(大滝正明)

大再編路線はQDRと符合

米軍基地の大再編の動きは、最初『ロサンゼルス・タイムズ(LT)』(5.29)に報道され、次いで『ワシントン・ポスト(WP)』(6.9)、『アジア・タイムズ(AT)』(6.10)そして日本の各紙にさまざまな追加記事が出された。

LT記事への私の第一印象は、大枠の趣旨は01年の米国「4年期国防見直し(01QDR)」に沿ったものだ、ということであった。QDRは、21世紀の米国の脅威を考えると、冷戦時代の「西ヨーロッパと北東アジアに集中したこの海外プレゼンスの態勢は適切ではない」とし、「世界の重要地域において米軍の柔軟性を増すよう基地システムを発展させる」、在日米軍基地は、米軍の世界展開の「ハブ基地」に位置づけられる、と書いていた(拙著『在日米軍』(岩波新書)参照)

LT記事の翌日、シンガポールにいたウォルフォウィッツ米国防副長官は「大き

な基地再編を検討中」であることを各紙記者に対して認めた。

在日米軍基地はどうなるか

しかし、一方でLT記事の「沖縄海兵隊は5千人を残して他をオーストラリアの新基地に移動」などの具体的な数字や地名の入った情報は、正確なものではないというのが私の印象である。オーストラリアに千人以上の米兵が常駐する基地を建設することは、これまでの反基地世論の歴史から考えて極めて考えにくい。また、ラムズフェルドの基本的思考は、基地よりアクセスや一時使用権の確保と拡大にある。中東や中央アジアでこのことが進行している。

この点で、WP記事が海外基地をグアム、英国、日本に置く「ハブ基地」と数十の強固な「前進作戦基地」と小規模の「前進作戦地点」の三つに概念分類していることに注目したい。

横須賀などは不動の第7艦隊ハブ基

地の積もりであろう。しかし、沖縄が海兵隊のハブ基地でなくなる可能性は十分にあると私は考える。現状に軍事的合理性が乏しいからである(前出『在日米軍』参照)。沖縄の兵力を削減し、本国とアジア太平洋に分散させても、むしろ訓練を向上させ、緊急展開能力を強化することが可能であろう。

大きな再編を検討する際に、次の3点が天秤に掛けられると思われる。

日本の思いやり予算が、経済の長期低迷の中で今後も見込めるか。日本政府が普天間代替の経過や面子にどこまで固執するか。

沖縄の反基地闘争の今後をどう分析し、予測するか。

在日米軍と基地の削減にとって重要な機会がここには存在している。問われているのは、日本政府の政治意思である。本誌で連載した空母母港史で私たちが明らかにした外交の失敗を教訓として、日本政府は在日米軍削減を求める強い姿勢を示すべし。(梅林宏道)

有事三法成立 問われる市民の平和構想

6月6日、有事関連三法案が参議院で可決された。日本にとって戦争遂行を目的とした初めての立法である。とりわけ三法の中核をなす「武力攻撃事態対処法」が抱える問題はあまりにも重大である。取り急ぎ大まかに論点を整理しておきたい。

三つの問題点

第一に指摘しなければならないのは、日本の有事対応における基本姿勢として、国際法、とりわけ国連憲章の遵守が明示的に規定されていないことである。国際紛争における武力の行使における国連安全保障理事会の権威を定めた第42条、国連の権威の尊重を前提として個別的自衛権の行使を容認した第51条、さらには「体制変更のための戦争を禁じた第2条(4)を遵守する意志は条文からは読み取れない。また、国会論議もこの問題はほとんど素通りしている。日米安全保障条約でさえ引用しているこれらの原則に一切言及しない「戦争遂行法」は、国際社会に不信と不安をもたらす。なぜなら、日本は、米国のイラクに対する体制変更を意図した予防先制攻撃を支持したからである。

第二の論点は、憲法に起源を持つ「非核三原則」と「専守防衛」という二つの原則が明示がされていないことである。そのかわりに、国会審議過程では、海外で自衛隊艦船などが攻撃を受けた場合、自衛隊が防衛出動することについて「可能性は排除されない」という見解(石破防衛庁長官・5月9日衆院武力攻撃事態への対処のための特別委員会)までが示されている。米国の対テロ戦争を支援するために現に自衛艦がアラビア海に展開し、イラク戦争支援への「横滑り」的参加(空母戦闘団への給油)が明るみになる中でのこの「欠落」は、国連憲章を引用していないこととあわせて、近隣諸国に不信と不安を与えるものである。

第三の問題は、戦時人道法=ジュネーブ条約第一議定書や国際刑事裁判所規程などが未批准のまま立法論議が先行したことである。民主党の修正によって「国民の基本的人権の保障」が導入された。しかし、武力攻撃事態が国際

紛争の一形態である以上、日本は他国民の基本的人権の保障にも責任を有するはずである。

以上三点は、日本が武力行使を合法化するにあたっての絶対的前提を形成すべき原則であった。しかし、条文における言及はおろか、十分な論議もなしに法成立に至ったことは日本の安全保障論議の貧困を象徴している。

海外からの批判

中国及び韓国からは次のように鋭い反応が寄せられている。引用はいずれも6月6日「共同」である。「専守防衛政策の堅持が日本の長期的な利益となり、アジア太平洋地域の平和と安定に利する」(中国外務省報道局長談話)。「憤怒と驚愕を禁じ得ない」日本は周辺国を侵略し、多大な犠牲を強いた過去の歴史を完全に解決していない状況で、再び周辺国を刺激している「大統領が到着するやいなや成立させ外交的儀礼を失した」(韓国与党新先年民主党論評)。「専守防衛の枠が放棄され「国家総動員令」が可能になる事実上の「戦争準備法」というしかない」(韓国ハンナラ党)。

国連憲章に合致する安全保障の指導原理とは、「一国の安全保障は他国の安全保障を損ねないやり方で達成されなければならない」ということである。仮に有事三法が日本の安全保障に貢献することを意図したものであるとしても、現に近隣諸国はそれが自らの安全と地域の安定を脅かすことを懸念しているのである。これでは本当の意味での安全保障とはいえない。

6月2日付英ガーディアン紙は「(有事三法成立を含めた)これらの動きは、日本がジョージ・ブッシュの「有志の連合」の一員として、タカ派政治家たちが理想としている「アジアの英国」への道を歩もうとしているという印象を強めるものであ

る」と論評している。

理念の欠落

日韓首脳会談後の共同記者会見で、ノムヒョン韓国大統領は次のように語った。「あらゆる国々が防衛力を保有するのは自然なことだが、日本の防衛政策の変化について周辺国家・国民が警戒心を持っていることも否定できないと言及した」。「法律自体を問題視するより、日本が大国として、北東アジアの平和のために、世界の平和にどのような役割を果たすか、といったことに関する信頼を周辺国に与えるか否かで決まる」隣国からのこの穏やかだが厳しい指摘に、日本の市民として責任ある回答を出していなければならない。

有事三法は欠陥品である。そこに欠落した理念を埋め、これに拮抗する、北東アジアの平和のための市民のイニシアティブを、いっそう強めることが求められている。(田巻一彦)

拡大する米軍支援の枠組み

武力攻撃事態対処法によって、日本の米軍支援の枠組みが飛躍的に強化された。米軍活動に対して自衛隊や自治体を含む国民的支援の体制を築くことが出来る。「米軍支援法(仮)」の立法化作業は積み残されているが、周辺事態対処法(99年)、船舶検査法(00年)と今回の有事三法の組み合わせで、多くのことが可能になった。PKO、周辺事態、テロ特措法と進んできた日米集团的自衛権への体制作りがまた一步進んだのである。

「もし日本が武力攻撃されたら」備えあれば憂い無し」という議論では、なかなかこの重要な視点が見えてこない。しかし、国際社会に生きる日本の有りようを、市民が正面に据えて議論する力が、日本の市民社会には必要なのである。

その意味で、現在もっとも議論されるべきは、米軍が日本周辺で引き起こし、日本への「武力攻撃予測事態」を生み出すことをいかにして阻止するかである。圧倒的軍事力をもって国益を追求する米国のおこぼれを頂戴する政策ではなく、北東アジアに多国間協議の場を形成する「理念と創意と行動」が急務である。(梅林宏道)

北東アジアのミサイル ワーキング・データベース

3 韓国

黒崎輝

韓国のミサイル開発は米国との合意という制約の下で進められてきた。1979年、韓国政府と米国政府の間でミサイル開発に関する「韓米了解覚書」が交わされたが、そこで韓国側は、米国からミサイルの部品や技術の提供を受ける対価として、射程距離180km以上、弾頭重量500kg以上のミサイルは開発しないことを約束したのである。

以後、韓国は了解覚書の制約を受けつつ、独自のミサイル開発に努めることになるが、紆余曲折を経て、1986年に弾道重量480kg、射程距離180kmのミサイル実験を成功させるに至っている。現在韓国が配備している唯一の弾道ミサイル、

ヒョンム(玄武)は、同国の防衛開発局によって独自に開発されたもので、陸軍で使用されている⁽¹⁾。

また、近年、韓国は北朝鮮に対する抑止力として、より射的距離の長いミサイルを開発することに関心を強めている。1990年代初めに北朝鮮のミサイル能力の高さが明るみになったことが、その背景にはある。

具体的な動きとしては、1995年11月以降、韓国政府の求めで、米国側と了解覚書の修正に関する協議が行われ、2001年1月初頭に韓米両国政府は新ミサイル協定に合意した。この協定は、韓国が射程距離300km、弾道重量500kgまでの

ミサイルを開発、生産、配備することを認めるものである。なお、射程距離300km以上のミサイルについても、研究のみが認められる。同月17日には韓国外交通商省が、このミサイル協定に沿った「ミサイル開発の新指針」を発表している⁽²⁾。

また、「新指針」で明記されたミサイル技術管理レジーム(MTCR)加盟の方針に沿って、韓国は同年3月にミサイル技術管理レジーム(MTCR)に正式加盟した⁽³⁾。ミサイル不拡散を目的とするMTCRは、射程距離300km以上のミサイルおよびミサイル関連技術の輸出を規制対象としており、韓国政府は自国のミサイルやミサイル関連技術を拡散させない意志を対外的に示したことになる。

また、こうした動きと並行して、新聞報道によれば、2002年1月4日に韓国国防省は、米ロッキード・マーチンの地対地ミサイルATACMS111基(射程300km)と発射台29基を購入する契約を結んでいる。導入後、2004年までに陸軍に配備の予定という⁽⁴⁾。この米国ミサイル導入と独自のミサイル開発計画との関係は明らかではないが、韓国政府がミサイル戦力の増強を目指していることだけは確かである。

参考資料

Federation of American Scientists Web Site
Military Balance 2002, pp. 198-99.

註

- (1) Global Security Org Web Site
- (2) 『読売新聞』朝日新聞 2001年1月18日。
- (3) 『朝日新聞』2001年3月28日。
- (4) 『産経新聞』2002年1月5日。2004年までに配備予定。

韓国のミサイル

1 射程距離50km ~ 100km	所属	有効射程
艦対艦ミサイル(SSM): ハープーン 空対空ミサイル(AAM): AIM-7スパロー	海軍(海兵隊) 空軍	90km 54km (30nm)以上
空対地ミサイル(ASM): ハーム(HARM)AGM-88A/B 空対地ミサイル(ASM): AGM-142	空軍 空軍	48km以上 75km
2 射程距離100km以上		
地対空ミサイル(SAM): ナイキ・ハーキュリーズ 地対地ミサイル(SSM): NHK-1 地対地ミサイル(SSM): NHK-2 地対地ミサイル(SSM): ヒョンム(玄武) 弾道ミサイル 地対地ミサイル(SSM): ATACMS ⁽⁴⁾	陸軍、空軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍	180km 180km 260km 180km 300km

国会レポート

第156回通常国会
衆議院・参議院(2003.1.20~3.31)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題関連の主意書に限定して掲載します。

<http://www.ndl.go.jp/>

<衆議院>

質問主意書(提出日 答弁日)

赤嶺政賢・小沢和秋(共産)福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT-4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策(1/22 2/28;質問5号)「福岡県苅田町苅田港で発見された旧軍の

毒ガス弾の無害化処理と調査(1/22 3/18;質問6号)

中村哲治(民主)脱北者に対する我が国の対応(2/4 2/14;質問16号)

児玉健次(共産)北海道矢白別演習場の砂防施設建設によってもたらされるラムサール登録湿地・別寒辺牛湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影響について、また別海町町道に設置される監視カメラによる住民プライバシー侵害問題等(2/7 3/14;質問17号)

山口壯(民主)各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思う所(2/20 3/25;質問24号)

江田憲司(無所属)米国によるイラクへの武力行使(2/24 3/4;質問26号)

近藤昭一(民主)朝鮮人強制連行・強制労働(2/28 3/25;質問31号)「イラクへの武力行使の正当性(3/20 4/1;質問37号)

長妻昭(民主)国内テロ対応に関する指示命

令系統等(3/20 4/15;質問38号)「北朝鮮のミサイル(3/20 4/1;質問39号)」「米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力(3/28 5/9;質問42号)

中村哲治(民主)政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(3/31 5/9;質問43号)

<参議院>

質問主意書(提出日 答弁日)
福島瑞穂(社民)高速増殖原型炉「もんじゅ」の安全審査(1/27 2/7;質問1号)

中村敦夫(無所属)別寒辺牛川のイトウと砂防ダム(2/10 3/14;質問5号)

小泉親司(共産)クラスター爆弾(2/19 3/7;質問8号)「『日米防衛協力のための指針』の検討状況等(2/27 3/14;質問9号)

大脇雅子(社民)テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等(3/18 5/20;質問15号)

イラン vs アメリカの掛け合い

4月28日、NPT準備委員会初日の一般演説の中で、米国は、「イランのような国は一つもない」とイランを名指して非難した。これを受け翌日には、イランが「アメリカのような国は一つもない」と米国に応酬した。以下は、両国のスピーチの抜粋。今後、イランの核問題は焦点化するであろう。

ジョン・S・ウォルフ米国防務長官補佐官

「最初の動力炉が完成してもいらないのに、濃縮プラントを建設したNPT非核兵器国の例が他にあったらどうか。一つもない。責任ある国で、広範囲の調査や開発もなしに、生産規模のプラントの建設を約束できるような例があるだろうか。一つもない。軽水炉のみによる原子力プログラムをもっているNPT非核兵器国の中に、大規模な重水プラントも建設した国の例が他にあったらどうか。一つもない。なぜ、イランは秘密裏にレーザー濃縮技術を入手しようとしているのであろうか。イランはこれらの疑問に答えるどころか、この事実を認めてさえいない。(2003年4月28日)」

G.アリ・コシュルー・イラン副外相

「通常戦争での核兵器の使用を指令し、そのような戦いのシナリオに合わせて新しい核兵器を開発している核兵器国が米国のほかにあるだろうか。一つもない。いったい他のどの核兵器国が、NPT加盟国である非核兵器国を、自国の核兵器の標的として名指しているのだろうか。一つもない。米国以上に宇宙を核目的で利用しようとしている核兵器国があるのだろうか。一つもない。法的にCTBTを拒否し、その未来に事実上死の宣告を与えているNPT核兵器国が、米国以外にあるだろうか。なぜ米国は、ABMから一方的に脱退し、13項目の7番目を廃棄して、世界の戦略的な安定を脅かしたのだろうか。米国以外のNPT締約国で、軍縮でもその他の問題でも、これほどたくさんの国際条約を崩壊させる記録を残している例が他にあってあるだろうか。一つもない。」(2003年4月29日) (訳:ピースデポ)

日誌

2003.5.21 ~ 6.5

(作成:竹峰誠一郎、中原聖乃、中村桂子)

DOD=米国防総省 / DOE=米エネルギー省 / MD=ミサイル防衛 / MEU=海兵遠征部隊

5月21日 米上院、2004会計年度国防認可法を審議。小型核兵器の研究・開発禁止規定を見直した修正案を可決。(本号参照)

5月22日 国連安保理、米、英、西が提案した対イラク経済制裁解除・戦後統治決議案採択。

5月22日 主要8カ国外相会議開幕(～23日) 23日、北朝鮮に核兵器開発計画の早急な撤廃求める議長総括を発表。

5月23日 日米首脳会談(テキサス州クワフォード) 対北朝鮮強硬措置の可能性、MD日米協力加速、横田基地軍民共用化検討で一致。

5月26日付 防衛施設庁、横浜の米軍根岸住宅返還に向け、逗子の池子米軍住宅への移転調整開始、朝日新聞の報道。

6月1日 サンクトペテルブルク(ロシア)で、米口首脳会談。モスクワ条約批准書を交換、条約発効(本号参照)。

6月1日 エピアンサミット開催(～3日) 2日、「不拡散に関するG8宣言」採択。

6月2日 DOEが建設を計画しているブルトニウム・ピットの製造施設で、年間最大450個ものピッ

トが製造されることが明らかに。AP通信の報道。

6月2日 ウォルフォウィッツ米国防副長官、石破防衛庁長官と会談。「イラクに対する日本の貢献は重要だ。国力にふさわしい貢献を。」

6月4日 米大統領、シャロン・イスラエル首相、アッバス・パレスチナ自治政府首相と会談。両首相は新平和案「ロードマップ」受諾を公式表明。

6月4日 米会計検査院、「未完成の技術と限られたテストでMDシステムを運用しようとしている」と警告する報告書を公表。

6月5日 有事関連3法案、参院有事法制特別委で賛成多数で可決。6日、参院本会議可決、成立。(本号参照)

沖縄

5月22日 在沖米海兵隊、米軍ヘリなど7機の地下地島空港使用を強行。

5月23日 米空母キティホーク艦載機8機、嘉手納基地に相次いで飛来。

5月26日付 在沖米海兵隊31MEUが、合同演習「タンデム・スラスト03」で、新たな戦闘集団の概念「海軍前方展開遠征攻撃群」を構成していたことが明らかに。

5月28日付 在沖米海兵隊、米韓合同訓練「韓国増員訓練計画03」に参加(6月19日まで)。

5月28日 県、市町村、国、米軍などによる作業部会「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム」会合開催。

5月29日 日米政府、日米合同委で、キャンプ・コートニーの一部返還合意。

5月29日 米紙ロサンゼルス・タイムズ、DODが在沖海兵隊1万5千人の豪移転などの計画を進め

ていると報じる。(本号参照)

5月30日 米軍、「嘉手納ラブコン」のレーダー更新作業を実施。29日の日米合同委、那覇空港レーダー施設の共用で合意。

5月30日 川口外相、衆院外務委で、在沖海兵隊削減報道に対して、「現時点でそうした事実はない」。福田官房長官、県が直接米国側に照会したことに不快感を示す。

5月31日 県、30日の官房長官発言に、「報道の事実を確認するのは県の責務」と政府の反発に疑問。

5月31日 ウルフォウィッツ米国防副長官、「アジア安全保障会議」の講演で、米紙が報じた在沖海兵隊の豪移転に関し、「何れも本格的な検討はされていない。」

6月1日 嘉手納町屋良の「安保の見える丘と道の駅」かでな」に、自動小銃M16(ライフル)携帯の米憲兵隊員が目撃される。

6月3日 稲嶺知事、地位協定改定の動きを全国的に広げるために県が「どろ組む」全国行動プラン(計画)の実施を発表。

6月5日 首相、衆院本会議で、在沖海兵隊削減について「日米首脳会談でもそのような案は協議していない。」(東門氏(社民))への答弁。

今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイルシステム
- BRAC = 基地閉鎖・再編
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- MTCR = ミサイル技術管理レジーム
- NAC = 新アジェンダ連合
- NPT = 核不拡散条約
- PKO = 平和維持活動
- QDR = (米) 年定期国防見直し
- RMA = 軍事における革命

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。)

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、大滝正明、黒崎輝、佐藤毅彦、竹峰誠一郎、田巻一彦、津佐佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道